

業務独占となっている権限付与に係る事後チェック様式

担当部局:健康局

権限付与及びそれによる事業の概要	調理師法第8条の3により、調理師の資質向上のために、厚生労働大臣が行うことができる調理技術に関する審査(以下「技術審査」という。)について、調理師法施行規則第25条に規定する事務を指定する団体に委託することができることされている。厚生労働大臣は、この技術審査に合格した者に、専門調理師の認定を行っている。		
根拠となる法令・条項	調理師法第8条の3第2項、調理師法施行規則第25条、第25条の2、第26条	権限付与の形態	指定
権限付与の要件	調理師法施行規則第25条に掲げる事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるもの	公益法人要件の有無	無
権限付与法人名	公益社団法人 調理技術技能センター	法律上複数指定の可否	可
検証結果	<p>【権限付与の要件の妥当性】 当事業に関する事務を適正かつ確実に実施できるための必要最小限度のものにとどめられていることから妥当である。</p> <p>【権限付与法人が1つである必要性・効率性】 上記要件を満たした上で、技術審査の質を確実に担保できれば、1つである必要はない。</p> <p>【権限付与対象法人の拡大に係る検討結果】 法律上、複数指定は可能であるが、当該法人は、制度創設時に、この技術審査に係る事務等を実施する目的で調理関係団体が参加して設立された団体であり、現在のところ新規参入はない。</p> <p>【他の主体による実施の可能性についての検討結果】 上記要件を満たした上で、技術審査の質を確実に担保できれば、他の主体による実施も可能であるが、現在のところ新規参入はない。</p>		
検証結果を踏まえた今後の見直し内容・見直し時期	国家資格に係る技術審査であることから、新規参入に当たっては、その質の担保は慎重に行う必要があるが、他の主体も、要件を満たせば実施可能であるため、申請があれば受け付けることとなる。		